

## 下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業補助金交付要綱

令和元年5月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の居住誘導区域において、一定の要件を備えた若年世帯及び子育て世帯の新築住宅の購入費を助成することにより、中心市街地の住環境の質の向上と若年層によるコミュニティの再生を図る下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業に係る補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 市が策定する下関市中心市街地活性化基本計画（下関版）により定める区域をいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成する下関市立地適正化計画に定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。
- (3) 住宅 新たに建築された住宅で、人の居住の用に供したことの無いもののうち、次のア及びイに該当する住宅をいう。
  - ア 住戸面積が75平方メートル以上である戸建て住宅
  - イ 検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。以下同じ。）の交付日から1年を経過していない住宅
- (4) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) その全部又は一部が中心市街地の居住誘導区域に存する敷地において、自己の居住の用に供するために住宅（市内に本店、支店

等を有する事業者（以下「市内事業者」という。）が建築し、又は販売するものに限る。）の建築又は購入（以下「建築等」という。）を行った者

(2) 世帯人員が1人でない者

(3) 第5条第1項の規定による認定の申請をした者で、当該申請をした日において、次のア又はイに該当するもの

ア 本人又はその配偶者が40歳未満である者

イ 15歳未満の子と同居し、養育している者

(4) 世帯の総所得金額（第5条第1項第3号の直近の公的証明書に記載された額をいう。）が600万円未満である者

(5) 住宅の建築等に係る費用の返済期間が10年以上の住宅ローンの借入を行った者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等関係者」という。）でないもの

2 市長は、第5条第2項の規定による認定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、補助金を交付する。

3 利用者は、1世帯（同居の別世帯を含む。）につき1人を限度とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、利用者1人につき100万円とする。

（認定の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅の建築等に係る契約の締結前に、次に掲げる書類を市長に提出して第3条第1項各号に掲げる要件を満たすことの認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。この場合において、同項第1号及び第5号中「行った者」とあるのは「行う予定である者」と読み替えるものとする。

(1) 下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業利用者認定申請書

(様式第1号)

(2) 世帯員全員の住民票の謄本

(3) 世帯員全員の所得を証明する直近の公的証明書の謄本

(4) 見積書その他の住宅の建築等に係る費用（市内事業者が発行したものに限る。）が確認できる書類の写し

(5) 住宅の引渡し予定時期を示した書類の写し（建築に係るものに限る。）又は検査済証の写しその他の住宅の完成時期が確認できる書類（購入に係るものに限る。）

(6) 住宅ローンの申込書その他の住宅の建築等に係る費用の借入に係る書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請（以下「認定申請」という。）があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、認定申請をした者の認定を行い、下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業利用者認定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定による審査により認定が適当でないと認めるときは、下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業対象者不認定決定通知書（様式第3号）により認定をしない旨を当該申請者に通知するものとする。

（認定の取下げ）

第6条 利用者は、認定に係る住宅（以下「認定住宅」という。）の建築等を中止しようとするときは、書面により認定申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により認定申請が取り下げられたときは、当該認定申請に係る認定はなかったものとみなす。

（補助金の交付申請兼完了報告等）

第7条 利用者は、認定住宅の建築等の代金の支払が完了し、及び所有権の登記を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は認定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、

次の書類を市長に提出し、及びその完了を報告しなければならない。

- (1) 下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業に係る補助金交付申請書兼完了報告書（様式第4号）
- (2) 認定住宅に係る建築工事請負契約書又は譲渡契約書の写し
- (3) 認定住宅の取得に係る住宅ローンの契約書の写し
- (4) 認定住宅の配置図及び各階平面図
- (5) 認定住宅の敷地に係る土地及び建物の登記簿の謄本（土地が借地の場合にあつては、賃貸借契約書の写しその他の権利関係が確認できるもの。）
- (6) 世帯員全員の下関市における市税の滞納がないことを証する書類
- (7) 検査済証の写し
- (8) 認定住宅の建築等の代金の支払が完了したことを証する書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、及び交付すべき補助金の額を確定し、下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業に係る補助金交付決定・確定通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた利用者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業に係る補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第9条 交付決定者は、認定住宅の建築等に係る契約書その他関係書類を整備し、当該認定住宅の建築等が完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。  
(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定又は交付決定を取り消すことができる。

- (1) 認定の申請書類等の記載内容に虚偽があったとき。
- (2) この要綱の規定又は認定住宅の譲渡契約若しくは建築工事請負契約の条項に違反したとき。
- (3) 認定住宅の建築等に係る場所又は認定住宅の建築等の内容が変更になったとき。
- (4) 交付決定を受けた日から2年以内に認定住宅に生活の本拠として居住しなくなったとき。
- (5) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた日から起算して2年間は、この補助金の交付の目的に反して認定住宅を使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

(検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対し質問をし、報告を求め、若しくは住宅の建築等に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

### (経過措置)

- 2 下関市立地適正化計画が作成されるまでの間については、第3条第1項第1号中「中心市街地の居住誘導区域」とあるのは「中心市街地」と読み替えて適用する。

### (要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和3年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。